

(今回の審査請求の概要)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	埼玉県鳩ヶ谷市 58歳の女性	平19.4.27	中皮腫	平19.11.2	平19.12.7	認定	<b>原処分を取り消す</b> 本件は、医学的には中皮腫と確定診断できないが、主治医の診断も加えて考察すれば、中皮腫の可能性が十分認められる場合に該当し、このような場合、法の趣旨に鑑みれば、中皮腫にかかっていたとして、認定すべきと考える。	認定申請者は、審査請求人の夫 昭和27年出生 教員として石綿が使用された校舎に勤務 認定申請後の平成19年5月に死亡したため、同月審査請求人が決定申請 <b>裁決の詳細は、別添No.1を参照</b>
2	新潟県新潟市 72歳の男性	平19.7.31	肺がん	平20.4.24	平20.5.26	認定	<b>棄却</b> 当審査会における画像所見等の検討の結果、石綿起因性を認めることはできなかった。また、請求人が主張する肺がんへの石綿ばく露程度を考慮した一部認定については、その寄与の程度を判断することが困難であり、採用できない。	審査請求人は、昭和13年新潟市で出生 昭和38年から同58年までディーゼルエンジンの調整作業に従事
3	三重県度会郡在住 70歳の女性	平19.11.11	中皮腫	平20.5.22	平20.6.25	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<b>棄却</b> 当審査会における画像等の資料の検討の結果、結核由来の胸膜病変は認められるが、中皮腫を示唆する所見は認められないので、原処分は相当であり、これを取り消す理由はない。	施行前死亡者は、審査請求人の夫 昭和10年出生 浄化槽・プラスチック製品製造に従事 死亡年月は平成14年11月(享年67歳)

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備考
4	千葉県柏市在住 68歳の女性	平20. 3. 10	中皮腫	平20. 9. 10	平20. 9. 29	認定	<p><b>原処分を取り消す</b> 当審査会による画像及び病理所見を検討した結果、医学的には腹膜中皮腫と確定的に診断することはできないが、腹膜中皮腫である可能性が高いと認められた。このような場合、法の趣旨に鑑み、法第2条第1項にいう中皮腫に該当するとして認定すべきである。</p>	<p>認定申請者は、審査請求人の夫</p> <p>昭和12年、千葉県で出生</p> <p>昭和36年から同48年まで配管・断熱、ボイラー修理事業に従事</p> <p>認定申請後の平成20年7月に死亡したため、同年8月審査請求人が決定申請</p> <p><b>裁決の詳細は、別添No.2を参照</b></p>
5	滋賀県野洲市在住 72歳の女性	平19. 5. 23	肺がん	平20. 8. 21	平20. 10. 7	特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	<p><b>棄却</b> 当審査会における画像等医学的資料の検討の結果、肺がんを示唆する所見は認められず、肺がんを罹患していたとは認められなかった。 なお、施行前死亡者が石綿にばく露していたことは、胸膜プラークが認められることから、明らかであるが、前記のとおり、指定疾病にかかっていたとまでは認められず、救済要件を満たしていない。</p>	<p>施行前死亡者は、審査請求人の夫</p> <p>昭和7年、東京市渋谷区で出生</p> <p>昭和29年から平成7年までガラス製品製造に関わる作業に従事</p> <p>死亡年月は、平成17年9月 (享年72歳)</p>

	審査請求人	申請年月日	指定疾病の 区分	原処分年月日	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
6	広島県福山市在住 69歳の女性	平21.3.27	中皮腫	平21.9.10	平22.6.17 (受理日)	特別遺族弔 慰金及び特 別葬祭料の 支給	<b>却下</b> 本件審査請求は、審査 請求期間（60日）を 徒過している。 徒過した理由は不明で 「やむを得ない理由」 があったものとは認め ることができない。	請求人が当初郵送したとす る審査請求書が当審査会に 不到達となったが、その理 由は不明